

岩倉市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第16条に基づき、補助金交付等に必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 要綱第3条第2項に規定する要件は、当該年度に転入する場合は、転入前住所地の市税の完納を必要としない。

(交付申請書の受付)

第3条 要綱第5条に規定する交付申請書は、先着順で受け付けるものとする。

2 申請が予算の範囲を超えた場合は、申請を仮に受け付けるものとする(以下「仮受付」という。)。ただし、当該年度内に補正予算が成立しなかった場合、仮受付はその効力を失う。

(事業実績報告書)

第4条 市長は、交付決定者が対象システムの最大出力値を変更した場合は、要綱第9条第1項第2号に規定する太陽光契約に関する申込書の写しに加えて、変更後の最大出力値を確認することができる書類の提出を交付決定者に求めることができる。

2 市長は、交付決定者が紛失等により前項に規定する書類を提出することが困難である場合は、電力会社に最大出力値を確認することができる。

3 要綱第9条第1項第4号に規定する写真は、次の各号に掲げる状態を示したサービス版程度の大きさのものとする。また、提出のときは、日本工業規格A4版を縦長に使用して写真を貼付し、その下部に撮影年月日を記入するものとする。

(1) 工事着工前

- (2) システム全体
- (3) システムを設置した住宅の全景
- (4) 発生電力量計
(データの提供)

第5条 要綱第15条に規定するシステムに関するデータとは、次に掲げるものとする。

- (1) 月毎の電気発電量
- (2) 月毎の電気消費量
- (3) 月毎の売電量
- (4) 月毎の買電量

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。